

源頼朝の花押について

——その形体変化と治承・寿永年号の使用をめぐる——

林 譲

はじめに

治承七年三月十七日源頼朝袖判下文(『三嶋大社文書』、口絵2)と寿永二年二月廿七日源頼朝寄進状(『鶴岡八幡宮文書』、口絵3)。

ともに頼朝にとって縁の深い神社に伝わる二通の文書は、同じ西暦一八三年でありながら、治承七年・寿永二年という異なる年号の表記が用いられ、据えられた彼の花押もまた大いに相違する形体を示している。

本稿は、この頼朝文書二通を素材として、その花押と筆跡についての私見を述べ、異なる年号表記使用の意味などを考えようとするものである。

一 初期頼朝文書の研究史とその問題点

源頼朝その人のみならず、彼が発給した文書は、同時代的にも後代に与えた影響の面でも、重要な意義があるうけれども、基礎的なことさえわかっていないこともあるように思われる。

最近、上島有氏は、黒川高明氏の編著になる『源頼朝文書の研究史

料編^①を批判し、「頼朝文書研究の歴史それ自身が一つの大きな検討課題となる」との指摘はあるものの、「日本史の研究者の間で頼朝文書といえは「偽文書が多い」というのが通り相場になっているのは、黒川氏の業績によるところが大きい」と述べている^②。しかし、この理解は、研究史的には必ずしも正確だとはいえない。

何故ならば、永原慶二氏が、昭和三十三年(一九五八)に執筆した『源頼朝』の「あとがき」において、既に「また一番心残りなのは、頼朝関係の多くの古文書が、真偽・内容等においてかなり疑問を存するので、十分活用しなかったことである。これは主として限られた時間と紙数の関係および学界の現状にもとづくが、文書一通ずつについて、今後慎重な史料批判が進められるならば、このような政治史的な頼朝伝・論の幅も、もう少しひろげることができよう^③と述べているからである。

勿論、この時点で黒川氏は編著も論文も発表していない。

この「頼朝関係の多くの古文書が、真偽・内容等においてかなり疑問を存する」との理解もまた、既に相田二郎氏の研究が存在しているのだから、頼朝文書全体の理解としては全く正しくはないけれども、永原氏が述べた最大の根拠は、その相田氏の説そのものにあると思われる。

それでは、相田氏の頼朝文書に関する研究とはどのようなものであり、どこに問題があるのだろうか。詳細は別稿に譲らねばならないが、本稿の理解に必要な範囲で触れておきたい。

その研究とは、昭和十八年（一九四三）九月十八日に行われた講演を基にした論文「鎌倉時代に於ける武家古文書の筆蹟」で、『史学雑誌』五五編一号（昭和十九年一月）に一章から四章まで掲載され、同年二月四日に補訂して、五五編三号（同年三月）に五章から十二章まで掲載されたものである。⁽⁴⁾源頼朝・金沢貞顕・同貞将・北条貞時・同時宗という鎌倉時代を代表する五人に即し、発給文書を数多く集積して筆跡を分析し、その上で中世武家文書の特徴を指摘したもので、そのうち、頼朝文書に関する考察は一章から五章までを費やしている。

関係部分を要約すると、先ず『吾妻鏡』から頼朝の右筆を勤めたと考え得る人々九人を列挙し、古文書正文の筆跡を考える上で参考とすべき点を指摘する。次に、現存する頼朝文書のうち正しいもの、即ち「正しい資料として用いるもの」三十二通をその筆跡により十一種に分類する。その三十二通は、原本か或いは写真版で親しく観察したものに厳選し、影写本の中には資料とすることができるとあるが、原本か写真版により正確を期するため時を待ったものもあると付記に断り、厳密を期す。つまり、分析の対象としたもの以外に正しい文書があることを相田氏自身認識していたのである。そして、十一種の筆跡と『吾妻鏡』に現れた右筆とを付き合わせ、右筆と考えられる人々の筆跡を推定する。以上により、現在に伝わる頼朝文書に本人の自筆を認め得ないとの結論を導く。

その論旨の展開について、「自筆と鑑定されるものをどんだん絞り込んでゆく論理の運びは、講演とは思えないほど厳密であり、筆蹟の異同の判定は、著者ならではの自信に満ちている」といわれ、「相田二郎氏が

源頼朝の筆跡について行われたような細かい手続を行わねばならない」との高い評価が与えられている。しかし、問題がないわけではない。

五章（前述のように、この章のみが補訂を経て収録されている）を付け足したために前の章と論旨が齟齬する点も見られるが、一読するといかにも論理的であり、現在に至る高い評価も首肯される。しかし、いうまでもなく、頼朝の自筆文書が現存しないという結論が成立するためには、頼朝文書の全てを考察の対象にしていること、そして筆跡の分類が正しく行われていることが前提である。にもかかわらず、同論文は、第一に、氏自身が認識しているように頼朝文書の全てを対象にしている。全部でなければ、自筆の存在は否定しきれないはずだが、用いた文書は三十数通にしか過ぎない。第二には、一般的に自筆と考えられる文書の様式としては書状が多いと予想されるが、書状の例示は僅か二通である。書札様文書を対象にしながら、分析の主な対象は下文様文書である。第三として、筆跡の分類が正しく行なわれていなければならぬが、実は、その分類が大いに問題なのである。この点については、批判の例として、鹿島神宮関係の頼朝文書について、誠に簡単ながら私見を述べたことがある。⁽⁵⁾第四に、同一筆跡であるとする具体的な根拠、もしくは共通する筆跡の特徴などについて何ら説明するところがない。図版がほとんど掲載されていないから、追試することが困難であり、それが今日に至る評価の遠因であったように思われる。

同論文は、方法的にも結論的にも間違っていないと考えられるが、上述のような問題点を持つものであるから、導き出される論旨に無批判に賛意を表するのではなく、逐一検討し直すべきものと考えるのである。⁽⁶⁾

ところで、自筆文書は現存していないとの結論のほかに、同論文にはまた別の論点がある。例えば、正しい頼朝文書はいつからかなどである。

氏は、治承・寿永年号を持つ『三嶋大社文書』と『鶴岡八幡宮文書』の両文書を取り上げず、『賀茂別雷神社文書』寿永二年十月十日奥上署判下文をもって「頼朝の疑はしい下文は数多くあるが、確実なもの初見のものである」と断言し、これを第一筆跡に分類している⁹⁾。初見については佐藤進一氏もほぼ同様な考えのようである¹⁰⁾。

下文の中でも袖判下文については、相田氏は『神護寺文書』元暦元年(一一八四)六月日下文を「頼朝のこの種形式の下文の今に伝はる最古のものである。之より古い日附のものもあるが、それ等は皆疑はしい点があるものである」とするが¹¹⁾、黒川氏は「頼朝の花押が確実な史料―内容・文書の様式、筆跡共に疑問のない文書―を基にして明らかにできるのは、元暦二年六月十五日(島津家文書)からである¹²⁾」とし、田中稔氏は「現存するその最も早い例は末吉文書の寿永三年五月十八日付源頼朝下文である¹³⁾」とする。

一方、高橋正彦氏は、相田氏が最古とする元暦元年六月日以前の治承・寿永年号を持つ十二通の文書を『平安遺文』『神奈川県史』から列挙して、「これらの下文について個々の検討は必ずしも充分におこなわれていない。すべてを偽文書とするのは、筆者の知見の限りでも多少躊躇するところがあり、今後の総合的研究が望まれよう¹⁴⁾」と、「すべてを偽文書とする」扱いに疑問を表明している。この点は注目しておきたい。

確かに、「個々の検討は必ずしも充分におこなわれていない」わけではなく、平泉澄氏は、『相州文書』所収「金日光明寺文書」治承七年五月三日源頼朝補任状を取り上げて「何等の疑はしき点を認むる能はず」とし、『鶴岡八幡宮文書』を「影写本相州文書によりて之を検するに文字弱く華押も変にして恐らくは偽物なるべきか」と一蹴している¹⁵⁾。一方、上横手雅敬氏は、「鶴岡八幡宮の原文書の写真を見て、ほとんど指摘されるような

難点は認めがた¹⁶⁾く、『三嶋大社文書』は「花押にやや不満はあるが、真偽の断定は保留せざるを得ぬもののように思われる」との見解を表明している。検討されてはいるものの、その判断は全く異なっているのである。

したがって、本稿が課題とすべき点は、第一に、一般的に「検討の要あり」として片付けられてしまっている、治承・寿永年号を持つ頼朝初期の文書を対象外としてよいかどうか、第二に、それが不可とするならば、それらの文書をどのように考え扱ったらよいか、ということである。但し、実に多様な意見が表明されており、しかも、それが「文字弱く花押が変」「花押にやや不満」というように、何故に検討の要があるのかという具体的な根拠、或いは客観的な基準ともいえるべき点が明確ではないのである。それを示すことは確かに難しいようにも思われるが、誰でもが議論に参加できるように解決策を模索し提示することが必要であるろう。

そこで、前述のように、『三嶋大社文書』『鶴岡八幡宮文書』を素材とし、筆跡と花押を分析の方法に取り上げてみたいと思うのである。

二 頼朝の花押の形体変化と認識指標

自分の実名を自筆で書くこと、またその書いたものを自署とい、一見しただけでは読むに困難な草書体の自署を草名、更にもう一步作成の度合いを進めて、全く文様化した記号、もしくは符号のことを花押という。花押は実名に基づき自筆を原則とし、その人独自の形体を持つ¹⁷⁾。このような花押は、自署の代わりとして責任の所在・意志の主体を示すものであるから、文書発給者の人物比定の有力な根拠となる。また大幅に改変する場合や緩やかに変化していく場合などの花押の形体の変化は、無年号文書の年代推定に大きな手掛かりを与える。たとえ年号が

図1 『花押かがみ』二鎌倉時代一 (原寸大)

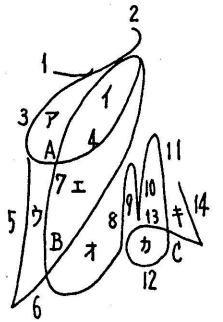
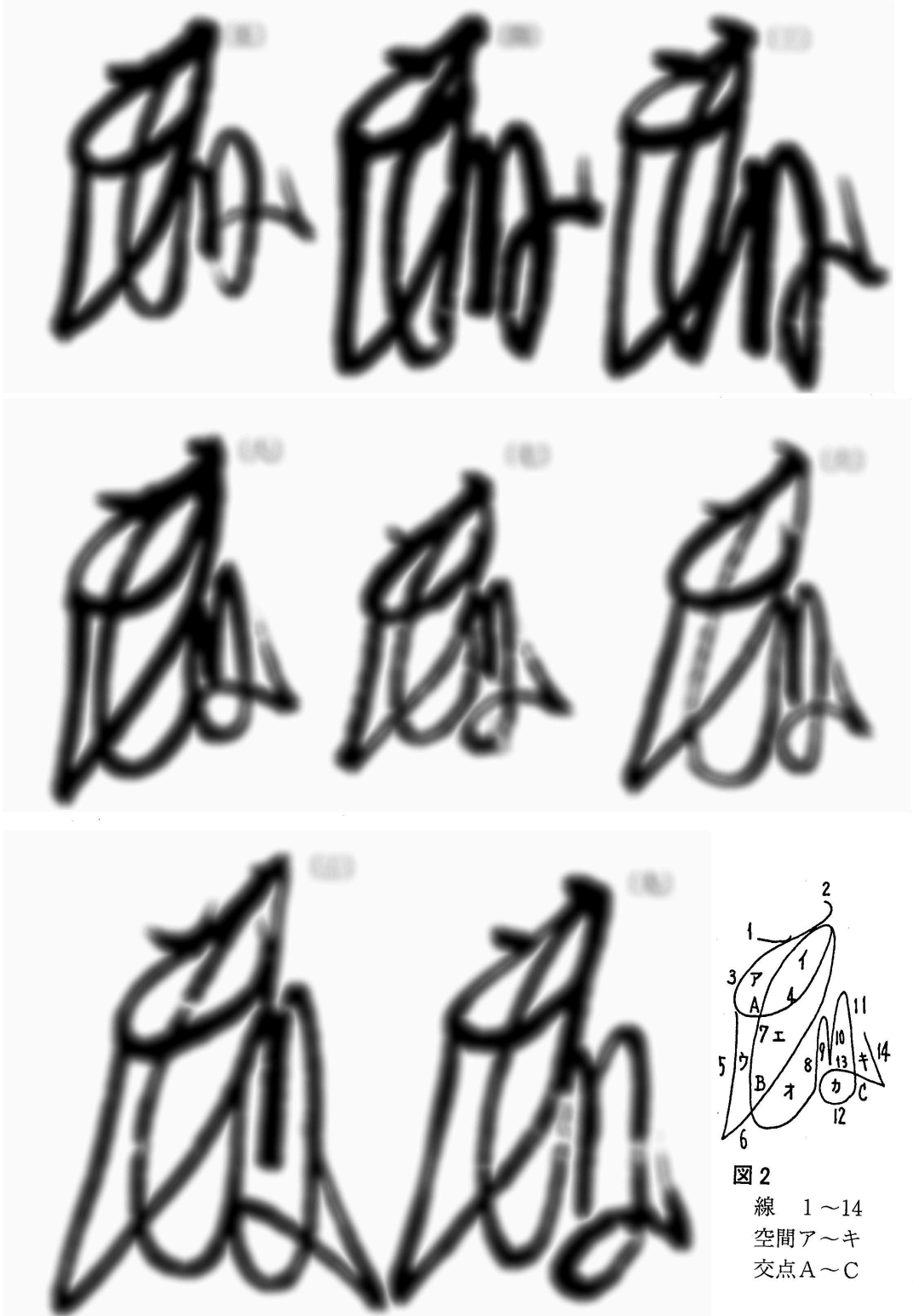


図2
線 1~14
空間ア~キ
交点A~C

図 3



(5) 源頼朝の花押について (林)

記されていたとしても、花押の集積と相互比較とにより、その年号を疑うことさえ可能である。

このように花押は、人物比定・年代推定の極めて有効な手段であるから、花押を計測しその形体変化を明らかにした研究は少なからずあり、また、代表的な人物の花押を収録した花押集も数種刊行されている。しかし、分析の視点は一部分であったり、代表的な花押を一つだけ掲載するのみに止まっている場合が多い。

東京大学史料編纂所では、花押の持つ重要な特性を認識し、その継続的な蒐集を行ってきた。即ち、明治時代以来、影写本の作成に伴う影写による花押の写しの作成と集積が遂行されてきたが、現在ではそれに代わり、写真撮影による花押原本の網羅的採集に努めており、各時代の著名人物の花押を原寸大に収録した『花押かがみ』の編纂と刊行は、その成果の一部である。『花押かがみ』¹⁹⁾には、その一五三三号として、十三の源頼朝の花押が掲載されている。

既に黒川氏は、頼朝の花押について、大略次のようにまとめている。²⁰⁾花押の基本型及び筆順は常に変わらないが、年代によって多少の変化が認められ、最も変化の特徴が窺えるのは書留めの留め部分である。文治二年・三年以降同五年頃までの花押は書留め部分が左横に進む。それ以前の治承・寿永の花押も元暦二年六月十五日の花押に近いものと推測され、建久以降も詳らかにできないが、文治三年九月九日の花押に近いと思われる。したがって、この花押の変遷に当てはまらない花押は疑問である、というものである。

しかし、治承・寿永の花押は元暦二年のそれに近いとの推測については、「治承・寿永と元暦では、頼朝の国家内での立場がまったく逆転しているから、この推測はやや説得力を欠く」との批判があり、また、書留め部分以外にも形体変化の指標とすべきものがあるように思われる。

花押の形体とその変化を認識するためには、次のような複数の指標を設定し、それらの総合的な認知によって把握する必要がある。本稿はその一つの試みである。

(1) 線 花押は筆の運び、即ち線(直線・曲線)によって形作られる(点もまた線の一部に含まれる)。線は、長さ・太さ、起筆点・終筆点、方向性(ベクトル)、角度・曲がり具合などの要素から構成される。

(2) 空間 花押の形体を規定するものは線のみではなく、線と線とによって形成される空間(空白部分)によっても規定される。

(3) 交点 線と線とが交差して生じる交点の位置。

(4) 大きさ 交点や花押の大きさは二次元座標XY軸(文書料紙の地辺等を基準とする)の数値で表し、その変化を明示することが可能である。

(5) 文書全体との関係 花押は単独で存在するのではない。例えば、文書に占める花押の位置など、その花押が据えられている文書全体との関係を考えるべきであり、筆跡にも注意する必要がある。

ここで、『花押かがみ』(図1)に基づき、頼朝の花押の形体変化を具体的に説明していこう。図2は、頼朝の花押のどの部分を問題にしているかを明示するため、指標に基づいて、(1)線に1~14、(2)空間にA~K、(3)交点にA~Cの記号をふったものである。なお、以下に五期に区分して論じるが、それは仮に設定したものであり、頼朝の花押全てを集めて論じたものではないことを予めお断りする。

『花押かがみ』は、その(一)(二)に「恐ラクハ文治二・三年以降ノモノナルベシ」と接文を入れているから、後に検討することとして、先ず(三)(四)の花押から見していきたい。(三)は相田氏が正しい袖判下文の初見とした元暦元年六月日(『神護寺文書』)、(四)は同七月二日下文(『高野山文書』)から、

それぞれ花押を採録しており、『花押かがみ』編者が黒川氏とは異なり元暦二年六月十五日以前にも正文があると認識していることが理解される。これを仮に第二期とする。以下にその特徴を指摘しよう。

① 空間アは空間イよりも大きい。④の空間イは、ほとんどつぶれている程小さい。

② 線4を上下の境とする、空間ア+イは空間ウ+エよりもかなり小さい。

③ 交点Aは、線4の中央、もしくはやや右側にある。

④ 線5・9(10)・11の三本線が比較的平行で直線である。しかも、相対的に線が長い。その特徴は、それらが作る空間ウ+エがその上部の空間ア+イに比べて大きいという②の特徴につながる。

⑤ 線5と6、線11と12(13)とが作る頂点はX軸に接し、線9(10)もX軸の近くまで延びてきている。

⑥ 線7と線8とが作る角度は鋭角であり、それらと線6とが形成する空間オは比較的小さい。

⑦ ④及び⑤の特徴に基づき、全体的な印象は縦長の長方形を連想させる。

⑧ 線13は線11の中央付近で交差し、交点Cを作る。

⑨ 交点Cが線11の中央付近にあるため、空間カは縦長の半月形を描き、それは線9(10)に接していない。

⑩ 線14は、上方向に撥ねている。

⑪ 源頼朝の花押は「頼」と「朝」のそれぞれから「束」と「月」とを併せた、いわゆる二合体の花押であるが、その「束」部分と「月」部分がX軸に対して占める比率はほぼ等しい(図3参照)。

⑫ 他の時期の花押と比べると、全体の大きさは大きくもなく小さくもない。但し、筆の線が太いためポテポテした感がある。

⑬ 花押が文書袖部分に占める位置は、中央よりやや下である。以上が、仮に第二期とした花押の形体的特徴である。

次に第三期として、(五)元暦二年六月十五日、(六)文治二年四月三日(以

上『島津家文書』)、(七)「文治二」四月卅日(『反町十郎氏所蔵文書』)、そして(八)の花押を対象にその変化を追ってみよう。因みに、『読史備要』

『読史総覧』『日本史総覧』(以上、恐らくは同版)、『書の日本史』『日本史大事典』(恐らくは同版)などに掲載されているのは、(八)「文治二年」

七月廿四日源頼朝書状(『高野山文書』)に据えられた花押であり、最も見慣れている典型的な花押がこの期の花押である。

① 空間アと空間イとの関係は、ほぼ同じ大きさか、むしろイのほうが大きくなっていく傾向を示す。

② 空間ア+イは、空間ウ+エよりも小さいことに変わりないが、その差は少なくなっている。

③ 交点Aは、線4の中央よりも左側に移る。それが、①で指摘した空間イが空間アよりも大きくなっていく特徴につながる。

④ 線5が左斜め下に走り、顎を突き出した形相になり、線6と鋭角的に交わる。

⑤ 脚部を形成する線5、8、9(10)、11などは相対的に短くなる。それが、線4を境とする上部空間と下部空間との差が少なくなると

いう特徴②につながる。それとともに、各線はX軸に接せず、右側部分がX軸から離れていく右上がりの格好を示す。特に線9(10)の短さは決定的である。

⑥ 線7と線8とは丸みを帯びた曲線となり、それらが作る空間オは大きくなる。

⑦ 特徴④と後述の特徴⑩の理由により、上部に比べ下部が左右に拡がった形になり、全体的に三角形の印象となる。

- ⑧ 交点Bは線6の中央部から左側に移り、交点Cは、線11の中央部から徐々に下方に下がってくる。
- ⑨ 交点Cが下方に移動することにより、空間カは半月形から丸みを帯びて円形に近くなる。その線12・13は、(五)において線9(10)に接し、更に(六)(七)は線9(10)を左方に通り越し、(八)は線8に接する。黒川氏の指摘する「変化の特徴が窺える」点である。これまでの線13は右上がりである線11に交差していたが、(八)において、左上から右下に向かって交差するように変化している。
- ⑩ 最後の撥ねである線14は、左斜め上方に向かって撥ねている。これが、特徴⑦で指摘した三角形の印象を与える一因となる。
- ⑪ 「束」部分と「月」部分との比率が俄然異なるようになり、「月」部分が小さく細く変化する。これが特徴⑤で指摘した線9(10)の決定的短さにつながる。
- ⑫ 他の時期と比べると、全体の大きさは多少小さくなる。
- ⑬ 花押の文書袖部分に占める位置は、中央より下に下がる(後掲図9参照)。
- 引き続き第四期の花押、(九)文治二年八月三日、(一〇)同三年五月三日、(一一)同年九月九日(以上『島津家文書』)、(一二)「文治五年」四月七日(『安藤鉦司氏所蔵文書』)について、その特徴を指摘していこう。「花押かがみ」は原寸大に影印し編年順に配列してあるから、後年になるほど花押が大きくなっていくこと一目瞭然である。これが第四期を象徴するが、その他、以下のような点が指摘できる。
- ① 特に(三)に顕著なように、空間イが空間アよりも大きくなる。
- ② 空間ウ+エは、空間ア+イよりも大きい。ウとエを比べれば、これも(三)に顕著なように、エが大きくなっている。
- ③ 特徴①との関係で、交点Aは最も左方に移る。

- ④ 線5と線6との頂点はより鋭角的となり、左方に顎が張る。
- ⑤ 線5・6、線13・14のそれぞれの頂点がX軸に接し、花押を支える形となる。
- ⑥ (三)に至っては、線7・8が作る空間オはX軸よりも下がる。
- ⑦ 特徴④・⑤により、底辺の大きいどっしりとした三角形の印象を与える。
- ⑧ 交点Cは更に下方に移動する。
- ⑨ そのため、空間カは三角形となり、線11と左上方に撥ね上がった線14が初めて空間キを作り、線13が左上から右下に向かって線11に交わり、たとえば蝶が羽根を広げた格好を呈する。空間カは、左に張り出して線8に接する。
- ⑩ 線13と14が鋭角的に交わり、線14の最後の撥ねが更に左斜め上方に鋭角的に跳ね上がる。
- ⑪ 「束」部分と「月」部分との比率は多少戻るが、依然として「月」部分の割合は小さい。
- ⑫ 料紙の大きさや文書様式の相違を考慮する必要があるにせよ、何よりも、この期の花押の特徴は全体的に大きくなり、どっしりとした安定感を与えることである。
- ⑬ 花押の文書袖部分に占める位置は、より下方に移る(後掲図10参照)。
- 次の(三)については、第五期として、後述することにした。以上のような、頼朝の花押の形体変化を前提にして、次に『三嶋大社文書』の頼朝文書をみていくことにしよう。

三 頼朝初期の文書と花押

伊豆三島社の色掌(職掌) 人五人の在家役雑事を免除した治承七年三

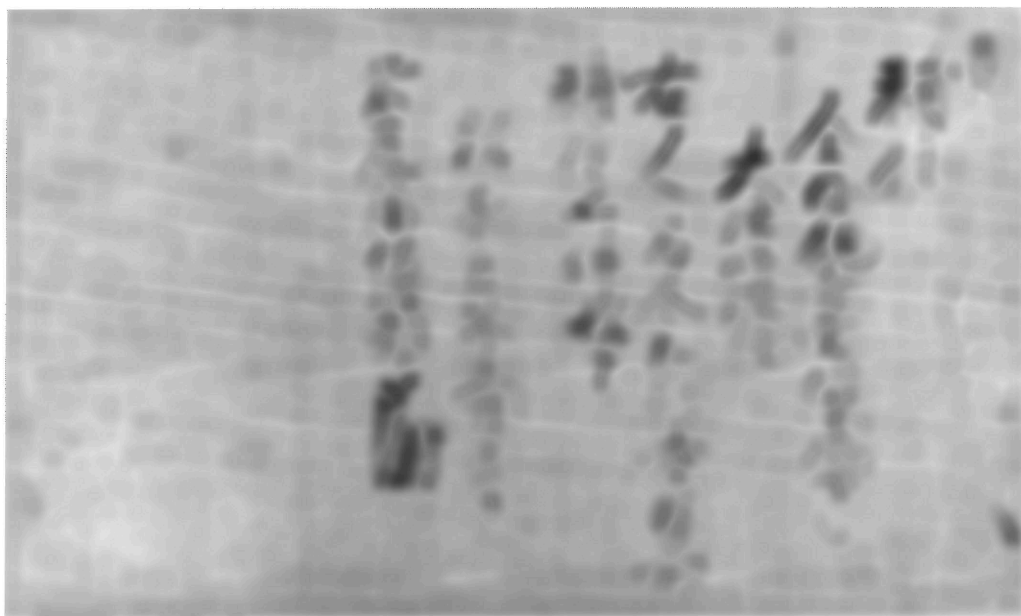


図4 治承七年(1183)五月三日源頼朝補任状(光明寺所蔵)

月十七日の源頼朝袖判下文(三〇・六×四七・〇、口絵2)について、上横手氏が「真偽の断定を保留」していることは前述したが、早く、八代国治氏が「現に三島社に蔵する頼朝の文書は、治承四年八月十九日、同五年七月二十九日、同七年三月十七日の三通あれども、いづれも研究を要するものなるが如し」と述べて以来、「研究を要す」との表現に一考の余地があるにしても、相田・佐藤・黒川氏などが考察の対象外とするなど本文書は検討を要すとされることが多い。史料集においても、相田氏が編纂委員として関与した『静岡県史料』第一輯には「以下三通、当時のものにあらず」と脚注が付けられている三通のうち含まれ、「明白な偽文書は除外し、なお論のわかれそうなものはなるべく多く収録して読者の参考に資する方針をとった」という『静岡県史』資料編にも「本文書は検討の余地がある」という注記が付されている。

一方、この写真を掲げて、大山喬平氏は「治承7年の日付をもつ。このとき京都では寿永2年であるが、頼朝は治承年号を用いている。この数か月あとには鎌倉でも寿永年号を用いるようになるが、その時期については論争がある」、五味文彦氏は「東国領支配の下文 頼朝が内乱期に占領地域に発した下文。「治承7年」は、朝廷では寿永2年にあたる」と説明している。短文であるから詳細には知り得ないが、両氏が偽文書、或いは写し、または検討の要があると考えているように思われない。『平安遺文』三九七六号・『神奈川県史』資料編に注記はない。

つまり、同じ文書について、一説は明確に説明するわけではないものの検討の要ありとし、また一説は特に問題とすることもなく利用している。両説に対し、ここでは筆跡の異同や花押形体の変化に基づいて解決する方法を考えていきたい。

それらを考える上で、参考とすべき文書に、神奈川県平塚市南金目に現存する光明寺所蔵の治承七年五月三日源頼朝補任状がある(二八・四

×四八・一、図4。

補任、「金目観音堂別当職事」、「大法師源信」右人、為令知行寺務、
所補任、如件、故下、

治承七年五月三日

前左兵衛佐源朝臣(花押)

『吾妻鏡』によれば、金目光明寺は「為宗之寺社」のうちの「一ヶ寺であ
り(建久三年四月二十八日条)、北条政子の産気に誦経を修す(同八月九
日条)など、関係記事が散見する当時から重要な寺院であった。

さて、平泉氏が「体裁内容華押すべてよろしく」「何等の疑はしき点を
認むる能はず」としたこの文書について、鈴木良一氏は、「まず肝心の花
押が確実に頼朝のものかどうかとなると、首をかしげたくなる。また頼
朝は右兵衛佐には任官されたが、左兵衛佐に転任した事実はない」と指
摘し、「この下文はかなり疑わしい」「結局、偽文書とせざるをえない」
としている。

確かに「左兵衛佐に転任した事実はない」が、相田氏や佐藤氏が確実
な下文の初見とする『賀茂別雷神社文書』寿永二年十月十日奥上署判下
文にも「前左兵衛佐源朝臣」と署されているから、「左兵衛佐」と記され
ていることだけでは、文書そのものを否定する十分な理由にはならな
い。また、本書は建武三年十二月廿三日斯波家長奉書(『光明寺文書』)
に「治承七年五月三日 右大將家御下文厳重之上者」と引用されている
から、それ以前に存在していたことは確かであり、鈴木氏は「紙質・書
風もおそらく鎌倉時代末期のものである」としているが、鎌倉末期の筆
跡といえるであろうか。

ここで筆跡を取り上げたことは、『三嶋大社文書』『光明寺文書』の両
者が同一筆跡であろうと判断したことによる。もし、同一筆跡と認めら
れるならば、伊豆三島社と相模光明寺という別々の場所で、何らの関わ

りもない事項に関して、それぞれが全く別個に偽作されたと考えること
は、いかにも不自然である。鈴木氏は「治承の年号を用いているのは、
かえって偽文書としても、かなり確かな根拠によって作ったことの傍証
となるだろう」と注記しているが、それは『三嶋大社文書』の場合にも
当てはまることである。「確かな根拠によって作った」偽文書と考えるよ
り、つまり偽作を可能とする高度な条件・確実な情報の存在を想定する
よりも、むしろ、正しい文書と考えたほうが素直であろう。これが筆跡
の異同を重視する理由である。

別人であっても極めて良く似た筆跡があり、同一人であっても必ずし
も同じ筆跡を示すとは限らないから、筆跡の異同の判断は困難である。
それが相田説の再検討を遅らせた一因である。その困難に対処する格別
な方法を提示できるわけではないが、ひとまず、図5は、一字の大き
さ・一行の字数・字間や行間など全体を注意しつつ、共通する文字、ま
たは共通する一部を取り出して比較してみたものである。

「事」の字画横五線のうち二・四本目を点のように短く省略した書き
方や「治」の独特の崩し方、「右」、「故下」、「七年」などの類似する文字、
「人」「大」「金」「除」や人偏などに共通して見られる勢いのある払い方
など、もとより「為」など異なる字体もあり、比較し得る文字は決して
多くはないけれども、以上の諸点から、両者は同一筆跡と判断してよい
と考える。したがって、偽作の可能性よりも治承七年に執筆された正し
い文書と考えるべきである。尤も、同一とは速断できず、たとえ同一だ
としても、それが正文であることを保証することにはならないとする意
見も当然予想されるから、別の観点から、私見を詰めていかなければな
らない。

そこで、次に問題としたいのは花押である。花押は「首をかしげたく
なる」程、おかしいものであろうか。



図 7 光明寺文書の
花押(原寸大)

図 6 三嶋大社文書の
花押(原寸大)

一体、頼朝初期の花押とはどのようなものであろうか。もとより『花押かがみ』も掲載しておらず、相田氏や黒川氏によれば、治承・寿永年間の確実な文書はないのだから、初期の花押もまた確認されていない。しかし、答えは前述した古い時期の花押から新しい花押への形体変化の中に隠されているように思われる。即ち、変化していく様子を逆に辿り、新しい時代の花押から古い時代のそれへと遡行すれば、より古い花押を措定することができるはずである。頼朝に即していえば、全てが直線的变化ではないにせよ、第四期↓第三期↓第二期と推移する特徴を、第一期の花押の特徴と措定し、それを『三嶋大社文書』(図6)『光明寺文書』(図7)の花押と見比べてみれば、答えは自ずと出てくることになるだろう。次に第一期の花押を推測してみたい。

- ① 第二期では空間アが空間イよりも大きかったが、徐々にイがアよりも大きくなる傾向であった。したがって、この傾向を逆に辿れば、第一期は空間アがより大きかったことになる。事実、『三嶋大社文書』は線が潰れているためもあるが、ほとんど空間イは認め難い。
- ② 第二期から第三期にかけての空間ア+イと空間ウ+エとの比較では、前者が小さく後者が大きい関係から両者が平均化する変化を示していた。これを逆に辿れば、第一期は後者が一層大きいことになり、『三嶋大社文書』『光明寺文書』の両花押ともに、その傾向をみせている。
- ③ 交点Aは、線4の中央部から左側に移る傾向であったから、当初は右側にあったことが予想される。確かに『三嶋大社文書』の花押は右側に位置している。
- ④ 脚部を形成する線5・6などは、垂直であったものから顎が強調される斜線に変化していったが、その逆を想定すれば、より垂直に近い線となるであろう。

- ⑤ 線5・6、線7・8・9(10)、線11・12のそれぞれの頂点は、X軸に接していた第二期から、徐々に右上がり傾いていったが、両花押ともX軸に接しており、第二期と同じ特徴を示している。
- ⑥ 線7と線8とが作る頂点は鋭角的なものから丸みを帯びた曲線に変化し、小さかったその空間オは大きくなっていった。その逆は、鋭角的な交わりとより小さな空間が想定できるだろう。
- ⑦ 全体的な印象は、第二期の特徴を示す長方形である。それは特徴④・⑤に関係するものであろう。
- ⑧ 交点Cは、線11の中央から下方に徐々に下がっていったが、逆に辿れば、当初の交点Cは上部にあるはずである。事実、両花押ともに、かなり上部で交差している。
- ⑨ 交点Cが上から下に移ることにより、空間カは半月形から円形に変化した。当初はより細長い形であったろう。
- ⑩ 線14は垂直に撥ね上がる傾向から左斜め上方に撥ね上がる変化を見せている。逆に辿れば、垂直に近い撥ねを見せるであろう。
- ⑪ 「束」部分と「月」部分のX軸に占める比率は、ほぼ半分から後者が減少する傾向にあった。第一期の比率は半分程度のはずだが、両花押ともに「月」部分の比率がむしろ高いくらいである。
- ⑫ 線が太くボテボテした感じは第二期の特徴と共通する。
- ⑬ 時代が下がるにつれて、花押の文書袖部分に占める位置は中央より下部に移る傾向であったから、逆に辿ると中央より上部に据えられているはずである。『三嶋大社文書』の袖判が上部に据えられていることは口絵2に明らかである。

以上のように、第四期から第三期へ、更に第二期へと特徴的な変化を逆に辿ることによって、第一期の花押を措定すると、『三嶋大社文書』『光明寺文書』の花押は、ほとんど全てにわたって理にかなっていること

が承知されるだろう。したがって、両花押は頼朝初期の形体的特徴や大きさを伝えていると認識を改めるべきなのである。疑問のない花押が据えられた「偽文書」の存在を考えられるだろうか。

即ち、『三嶋大社文書』治承七年三月十七日源頼朝袖判下文は、その様式や内容に致命的な疑点が指摘されておらず、同一の筆跡を示す文書が別であり、花押の形体も何ら問題なく、疑問とすべき点のない文書と理解すべきであろう。仮に、百歩譲ったとしても、確かな正文に基づいて作成された極めて忠実な写しとみるべきである。

以上の検討が認められるならば、進んで次の二点を指摘することができ

きる。先ず第一に、頼朝が奥上署判下文から袖判下文へ変えた時期と理由とに関する通説の再考である。佐藤進一氏は、頼朝が奥上署判下文から袖判のそれへと変えたのは、元暦元年(一一八四)三月に、朝敵を免ぜられて正四位下に叙せられたことによるものであらうと推測し、その説は多くの支持を得ている。³⁶⁾元暦元年三月以前には袖判下文が存在しないことが同説の前提である。しかし、その前提は、少なくともこの一通が今日に伝わっていることにより、成り立たないと考えられる。確かに、奥上署判下文は発給されなくなるのだから、時期による変化があったことは間違いないが、奥上署判から袖判へと直線の変化を推測するのではなく、両者併用の時期を想定すべきであらう。

そして、第二に、本稿の課題との関連でいえば、源頼朝は治承七年の三月から五月にかけての時点で、間違いなく治承の年号を使用していることが指摘できる。

それでは、これより先、二月二十七日の時点で寿永二年を使用していたとする『鶴岡八幡宮文書』の寄進状は何を意味しているのであろうか。

四 頼朝の寿永年号使用とその意味

寿永二年二月二十七日付で、頼朝が鶴岡八幡宮に所領を寄進した寄進状は、現在同宮に二通(三一・一×四七・九、口絵3、三一・一×四九・四)、別に一通が伝わっている。³⁶⁾三通とも寄進された地域名を除き、ほぼ同一文言、同一筆跡であり、従来から多様な意見が表明されてきた文書である。それは、京都の朝廷では養和・寿永と二度年号を変えているにもかかわらず、鎌倉の頼朝は、治承四年の挙兵以来、治承の年号を一貫して使用しているとの通説に基づいている。

早く、平泉澄氏は、治承・寿永年号のある頼朝文書を問題にし、両年号使用の意味と時期について論じている。³⁷⁾即ち、平清盛が擁立した安徳天皇を認めない頼朝は、同天皇の年号である養和・寿永の年号を使用せず、高倉天皇の「治承の年号を長く固執」し、寿永二年七月二十五日の安徳天皇を奉じた平氏の西走、八月二十五日の後鳥羽天皇踐祚、及び十月九日の本位復位を理由とし、「その十一月に至りては寿永を用ひ、以後は全く朝廷の年号に従ひたり」と結論付けた。³⁸⁾他方、前にも触れたように寿永二年の寄進状を「影写本相州文書によりて之を検するに文字弱く華押も変にして恐らくは偽物なるべきか」と一蹴し、「寿永二年秋以前に寿永もしくは養和の年号を用ひたる頼朝の文書は、後世彼の年号に対する関係を知らざる輩の偽作せる所と云ふべし」とした。この指摘を受けて、石井進氏は「もしかりに、養和・寿永の年号をつけた頼朝の文書があれば、それだけでも偽文書といえる十分な根拠になる」と述べている。³⁹⁾これらを踏まえて、黒川高明氏は、疑問が多い文書の具体的事例として、この寄進状三通を示した。⁴⁰⁾その疑問とは、第一に、位署書に「前右兵衛佐源朝臣頼朝(花押)」とあるのは、位署書の下に「頼朝」という名前を書き、更に花押を据える文書は平安時代を通じて皆無に近いから、

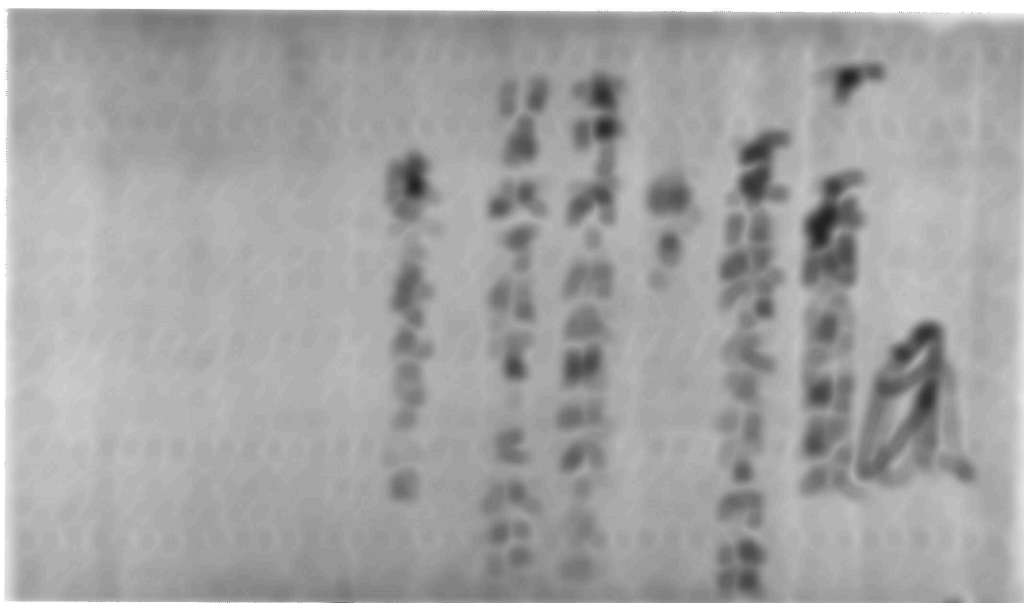


図8 建久三年(1192)九月十二日源頼朝袖判下文(神奈川県立歴史博物館所蔵)
花押の文書袖部分に占める位置は、相対的に中央より下部である。

様式上問題がある。第二に、花押の全体の感じは、文治五年頃、建久三年九月十二日下文に据えられた花押に近似しており、寿永二年のものは考えられない。この花押に関する疑点は相田氏が提起している⁽⁴⁾。第三に、平泉氏や石井氏の指摘があるように、頼朝は平氏に担がれた安徳天皇を認めていないから、同天皇の年号である養和・寿永年号は一貫して用いていない。つまり、一通として同天皇の年号である養和・寿永の年号を書いた文書の例を見ない、というものである。

対して、寿永二年二月時点における寿永年号の使用を認め、真向から対立した意見を開陳しているのは上横手雅敬氏である。即ち、第一に、「鶴岡八幡宮の原文書の写真を見ても、ほとんど(平泉氏が引用者注)指摘されるような難点は認めがた」く、刊本『相州古文書』では『光明寺文書』治承七年五月三日補任状を「当時のものにあらざるべし」としており、『三嶋大社文書』は「花押にやや不満はあるが、真偽の断定は保留せざるを得ぬもののように思われる」ことなどの古文書の真偽判定のほか、第二に、『吾妻鏡』には寿永二年の記事はないことになっているが、『吾妻鏡』養和元年閏二月条が伝える志太義広蜂起の記事は寿永二年二月の記事の「切り張りの誤謬」とする石井進氏の説に基づき、『吾妻鏡』養和元年閏二月二十七日条の記事は、実は寿永二年二月二十七日条であるはずとし、その「廿一日丁卯、今日以後七ヶ日、可有御参鶴岡若宮之由立願給、是東西逆徒蜂起事、為静謐也、廿七日、癸酉、武衛奉幣若宮給、今日所満七ヶ日也」との記事は、寿永二年二月のことにはかならない、したがって、「寄進の動機までが明白にされた寄進状を、影写本などによって疑うことは許されないであろう」と平泉説を批判し、頼朝の寿永年号使用を積極的に認めている⁽⁴⁾。

諸史料集は、『鎌倉市史』史料編第一や『平安遺文』四〇七二号・『神奈川県史』資料編に注記はなく、『鮮鶴岡八幡宮古文書集』釈文・解説篇

には「日付をさかのぼったものと考えられ」との注目すべき記述が見られる。⁴⁴⁾

この文書に据えられている花押は(図1-1)、以前に比べて更に大きく、堂々として自信に溢れているといっても過言ではない。貧弱ともいえる治承七年の花押とは大きな違いがあり、到底同年の花押とは考え難い形体を示している。

そこで、黒川氏が近似していると指摘する『花押かがみ』(三)を取り上げたい。出典は建久三年九月十二日袖判下文(三三三・二×五八〇、図8、『久米春男氏所蔵文書』、影写本は『松平基則氏所蔵文書』、現在は神奈川県立歴史博物館所蔵)である。これを第五期とする。

① 空間イの空間アに対する大きさは(三)とほぼ同様である。
② 空間ウ+エの方が大きく、空間エのウに対する大きさもまた決定的である。

③ 交点Aは左側に寄り、それが特徴①・②をもたらず理由である。
④ 線5・6が作る顎の強調はなくなり、鋭角的な印象が薄くなる。
⑤ 第四期に引き続き、線5・6と線13・14がX軸に接する。
⑥ 線7・8の作る空間はX軸よりも下がって茄子形を描き、空間エの中に更に小空間を形成する。

⑦ どっしりとした縦長の二等辺三角形の印象を与える。
⑧ 交点Cは線11の更に下方に移る。
⑨ 線12・13と、それが作る空間力は、線8に接することなく離れている。

⑩ 線14は左斜め上方に長く撥ね上がる。

⑪ 「月」部分は若干大きくなり、その比率は高くなる。

⑫ 最大級の大きさを示す。

⑬ 文書袖部分に占める花押の位置は、第四期よりは上部になるが、

相対的に下部である。

この第五期の花押と寿永二年の年号を持つ(一)(二)の花押を比べてみよう。空間イ・空間エがそれぞれ大きく、交点Aは左側に寄っている。第五期に特有な空間エの中に作られた小空間は、(一)(二)にも見られる。鋭角的ではなく、どっしりとした縦長二等辺三角形の印象や、線12・13が線8に接していないこと、「月」部分や全体の大きさなども共通している。『花押かがみ』が「頼朝ノ初期ノ花押ト異ナル、恐ラクハ文治二・三年以降ノモノナルベシ」と接文を付する(一)(二)は、文治二、三年の第四期の特徴よりも、第五期の特徴とされる点がよく表れている。両者の近似は黒川氏も認めるところであり、少なくとも花押に関しては、寿永二年に書かれたものではなく、(三)の時期、建久三年頃に署記されたと考えられるべきであろう。上横手氏は花押の形体には注意を払わなかったようである。勿論、本文は寿永二年に作成し花押は後補されたとの反論は当然予想されるが、しかし、建久三年頃の作成を物語っているものは、花押だけではない。

建久二年(一一九二)、第一回目の上落から鎌倉に帰った頼朝は、それまでの袖判下文を前右大將家政所下文に変え、将軍に補任されるに及んで、それは将軍家政所下文に変わった。これに対して、挙兵以来の御家人千葉常胤は、政所下文だけでは後々の証拠にしがたいことを主張して頼朝の花押を要求し、袖判下文をも添えてもらったという(『吾妻鏡』建久三年八月五日条)。下野の豪族小山朝政に充てた将軍家政所下文と袖判下文の文書二通が現在に伝わっており、この挿話を裏付けている。袖判下文に据えられた花押が(三)である。

さて、この袖判下文の筆跡は、相田氏の分類に従えば、どの筆跡に分類できるであろうか。本書は影写本『松平基則氏所蔵文書』に収められているから、相田氏は承知していたと想像されるが、原本もしくは写真

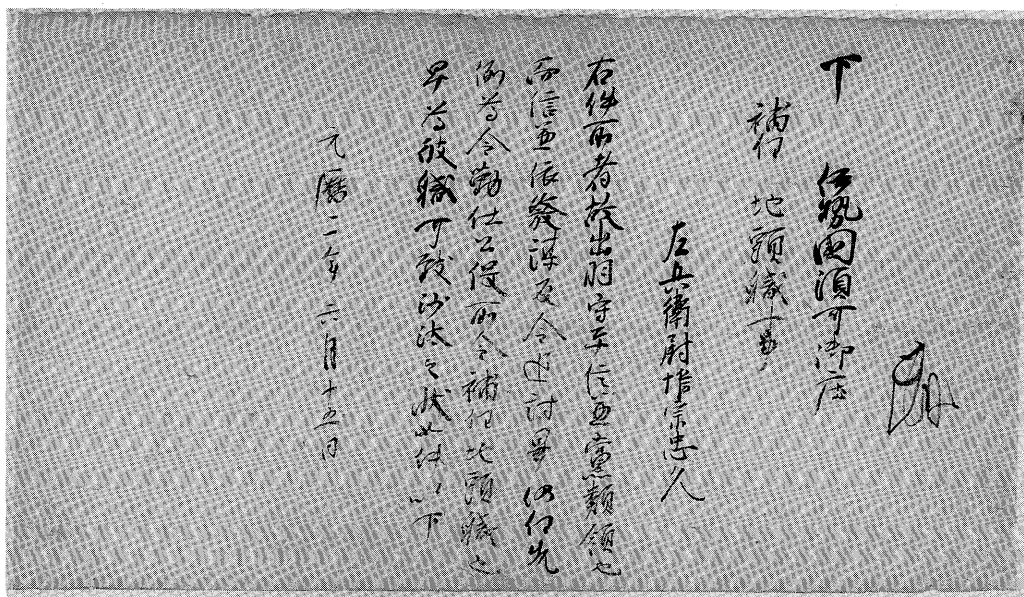


図9 元暦二年（1185）六月十五日源頼朝袖判下文（島津家文書）
相田氏分類の第四筆跡のうち。「左兵衛尉惟宗忠久」は異筆。
花押の文書袖部分に占める位置は、中央より下にある。

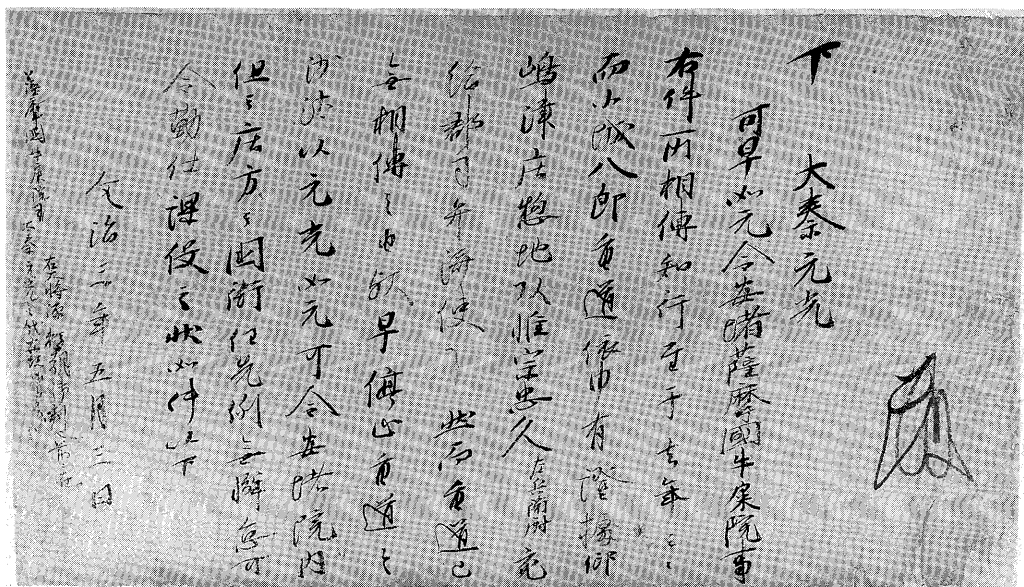


図10 文治三年（1187）五月三日源頼朝袖判下文（島津家文書）
相田氏分類の第四筆跡のうち。
花押の位置は、より下方に移る。

版を見たかどうかは確認出来ない⁽⁴⁶⁾。影写本だけしか見ていないものは考察の対象外であるから、この文書は分析の対象には入っていない。しかし、相田氏分類のうちから、黒川氏が確実な文書の初見とする元暦二年六月十五日(三〇・四×五二・一、図9)、『花押かがみ』(三)の典拠である文治三年五月三日(三一・二×五四・五、図10、出典はともに『島津家文書』)の下文二通を例示したように、第四筆跡に属するものと判断される。なお、この第四筆跡については別稿を期す予定であるので、これを前提として論を進める。

これらで先ず注目したい点は、花押のほかに筆跡もまた大振りになっていることである。元暦・文治よりも、建久三年下文のほうが文字が大きく堂々とした印象を与える。例えば、元暦二年が一行十四字もしくは十五字、文治三年が十二字もしくは十三字であるのに対して、これは一行十一字もしくは十二字である。次に、図11は、問題の寄進状と袖判下文との共通する文字を一字づつ比較したものである。例えば、「国」、「領」とその傍の「頁」、「所」とその傍「斤」、「事」、「之」の第一画から第二画目にかけて続く縦線などの類似は、改めて指摘するまでもないだろう。

つまり、『鶴岡八幡宮文書』の寄進状は、第四筆跡に分類でき、しかも同筆跡の中でも、元暦二年から文治三年頃にかけてではなく、建久三年に書かれた文書に近いと考えることができる。

以上に述べた花押・筆跡に関する推論が承認されると、この文書は寿永二年二月二十七日の日付が記されているけれども、建久三年頃に執筆された「正しい」文書ということになる。それは何故で、どんな意味があるのだろうか。鶴岡八幡宮と頼朝との関わりから推測したい。

『吾妻鏡』は寿永二年二月が欠けていることになっているが、養和元年閏二月の記事がそれに当たる。それが『鶴岡八幡宮文書』をよしとし寿

永年号の使用を認める上横手説の一つの根拠であったことは前述した。「東西逆徒蜂起」の「静謐」を折った頼朝の立願は二十七日に満願を迎えている。寿永二年二月二十七日という日付は鶴岡八幡宮にとって確かに意味がある日付である。

頼朝五代の祖陸奥守源頼義が相模国鎌倉郷由比に造営した鶴岡八幡宮を、頼朝は、安房国から相模国に着いた翌日の治承四年(一一八〇)十月七日に遥拝したのち、直ちに由比の地から小林郷北山(現在の舞殿付近)に移した。その社は簡素なものであったらしく、新たな社殿造営が開始された(『吾妻鏡』治承五〇養和元年五月十三日条)。しかし、建久二年(一一九一)三月四日、小町大路辺から出火し、折からの激しい南風にあおられて幕府は焼失し、鶴岡八幡宮も「若宮神殿・回廊・経所等悉以化灰燼」という有様であった。頼朝は礎石を拜して涙を流したという。早速、復旧に取り掛かり、頼朝自身によって改めて石清水八幡宮を勧請し、十一月に遷宮の儀を行った。「これがすなわち現在の本宮の起り⁽⁴⁷⁾」であるという。もし、寄進状を建久年間鶴岡八幡宮の動向に関係を求めるとすれば、この鎌倉の大火で焼失したことに関わりがあるのであるまいか。頼朝自身による新たな出発を記念して、かつての寄進の事実任せ日付を遡らせて作成されたと思像することは、強ち無理ではないように思われる。

しかし、これだけでは、東国新政権にふさわしい「治承」年号ではなく「寿永」と記した理由が説明できない。それは何故なのだろうか。一案を提示することにした。

小山朝政に充てた將軍家政所下文は「寿永二年八月 日御下文」に任せて地頭職を安堵したものである。額面通りに受け取れば、頼朝は既に寿永二年八月のある時点で寿永年号を使用していることになる。しかし、後鳥羽天皇踐祚が同月二十日であったことなどを考えると、鎌倉に

いた頼朝が八月中に年号を改めたとは想像し難く、顔面通りには受け取れない。にもかかわらず、この文書にも寿永年号が使用されていることは、建久三年当時の頼朝の意図や政治状況が反映しているからと考えることはできないであろうか。いずれにしても、建久二、三年頃に作成された「寿永二年」の寄進状は、建久元年の第一回目の上洛、権大納言兼右大将の補任と辞任、大姫入内問題、同三年の征夷大將軍就任、と打ち続く頼朝の朝廷政策と東国御家人の動向という一連の動きの中で捉えるべきもののように思われる。⁴⁸⁾

かつて石井進氏が、竹崎季長置文を紹介して同様な事例を他に求めていた、「年次が明示されているにも拘らず、花押の形状は後年の型に属しており、さらに文書の内容は年次より後代の状況を反映している、このような真正な文書が存在しているとしたら、いったいその文書のことをどう考えればよいのか。しかもそれが、国指定の重要文化財である」と⁴⁹⁾の事例に、誠によく適合するものではあるまいか。本書はもとより偽文書などではなく、建久二、三年頃の頼朝の政治姿勢を雄弁に物語る貴重な史料なのである。その意味から、「頼朝の年号に対する関係を知らざる輩の偽作」したものではなく、むしろ、よく当時の事情を認識している者が執筆に関与したと考えるべきであろう。

おわりに

以上をまとめて結びとしたい。

初期の頼朝文書に関する研究史とその問題点を整理した上で、花押について複数の分析指標を設定し、頼朝のそれを五期に区分して、各期の特徴と形体の変化を出来る限り具体的に指摘した。また、筆跡に関しては、同一と判断する文字や書き方の特徴を例示して、同一筆跡の存在、及び同一筆跡の文書内における執筆時期の近さを指摘した。

以上の花押と筆跡とに関する検討に基づき、従来、検討の要ありとされてきた、治承七年三月十七日源頼朝袖判下文と寿永二年二月廿七日源頼朝寄進状は、正文(仮に百歩譲っても、正文に基づく正確な写し)であり、据えられた花押もまた疑問がないことを論証した。

そして、源頼朝は治承七年三月から五月にかけての時点で、間違いない治承の年号を使用していること、奥上署判下文と袖判下文とを併用していた時期があったであろうこと、寿永二年の年号を使用していることは、寄進状が執筆された建久二、三年当時の頼朝の意図や政治状況が反映しており、それが相違する花押の形体、異なる年号表記の意味であったことなどを併せて考えてきた。

最後に、相田氏のいう第四筆跡の執筆者が治承七年当時の事情をよく認識している者であろうことを推測したが、それは、ほかならぬ頼朝の側近の右筆平盛時であると考える。その点については別稿を期すことにする。

〔注〕

- (1) 黒川高明氏編著『源頼朝文書の研究 史料編』(昭和六三年、吉川弘文館)は、正文・案文・写、偽・疑文書、及び『吾妻鏡』収載文書をも含めて頼朝文書を網羅的に収集し、前半では正文と認められる九七点を全て図版に収め、後半部分では三八八通と『吾妻鏡』収載文書一一通を編年化したもので、研究に便を与えることは、斎木一馬氏の序文に尽くされている。本稿も同書に基づくところが多い。但し、正文に関する定義がなく曖昧である点など問題があるように思われるが、その点は別稿を期すことにしたい。
- (2) 上島有氏「神護寺の源頼朝文書」(『日本史研究』三九〇号、一九九五年)
- (3) 永原慶三氏「源頼朝」(昭和三年、岩波新書)二二二頁
- (4) 相田二郎氏「鎌倉時代に於ける武家古文書の筆蹟」は、『史学雑誌』掲載のほか、『相田二郎著作集』一(昭和五十一年、名著出版)、『日本古文書学論集』

- 六(昭和六二年、吉川弘文館)にそれぞれ再録されている。なお、『歴史地理』八八巻四号(昭和三十三年)が花見朔巳・相田二郎両氏追悼特輯を組み、両氏の思い出話・履歴・著作目録を載せ、また『相田二郎著作集』全三巻(昭和五一年〜五三年)付録には九名の執筆者による思い出話などが掲載され、相田氏の人となり等を今に伝えている。
- (5) 前掲『日本古文書学論集』六編集担当者瀬野精一郎・村井章介氏による「解説」三九六頁
- (6) 上島有氏「室町幕府草創期の権力のあり方について」(『古文書研究』一一号、昭和五二年)一七頁
- (7) 拙稿「鹿島神宮文書」(『日本歴史』「古文書」総覧、一九九二年、新人物往來社)
- (8) 佐藤進一氏「歴史認識の方法についての覚え書」(『思想』四〇四号、一九五八年)は、相田二郎氏が『日本の古文書』に示した細密な様式論を日本古文書学の出発点とすべきことを説き、『日本中世史論集』(一九九〇年、岩波書店)二五五頁、鈴木茂男氏「古文書学への提言」は、古文書の機能論的研究こそが「相田二郎氏の遺した巨大な遺産を継承し発展してゆく道」、即ち今後の古文書学の進むべき方向であることを主張している(『中世の窓』一一二号、昭和三八年)。
- (9) 相田二郎氏『日本の古文書』上(昭和二十四年、岩波書店)二八八頁、前掲「鎌倉時代に於ける武家古文書の筆蹟」(『相田二郎著作集』四〇一頁、『日本古文書学論集』二五二頁)。但し、奥野高広・岩澤厚彦氏校訂の史料纂集『賀茂別雷神社文書』一(昭和六三年、統群書類従完成会)は同文書を写としてゐる。
- (10) 佐藤進一氏『古文書学入門』(一九八二年第一五刷、法政大学出版局)
- (11) 前掲相田氏『日本の古文書』上、二九六頁
- (12) 黒川高明氏「源頼朝文書について―花押を中心として―」(『神奈川県史研究』七号、昭和四五年)、前掲『日本古文書学論集』六再録、三〇二頁。同氏の見解は、他に「源頼朝文書について―頼朝文書の拾遺及び偽・疑文書をめぐって―」(『神奈川県史研究』四三・四号、昭和五六年)、『古文書研究』二二号(昭和五八年)の口絵解説などに見られる。
- (13) 田中稔氏他編著『概説古文書学 古代・中世編』(昭和五八年、吉川弘文館)六八頁
- (14) 高橋正彦氏「鎌倉幕府文書」(『日本古文書学講座』4中世編1、昭和五五年、雄山閣出版)一九頁
- (15) 「頼朝と年号」(『史学雑誌』二八編一〇号、大正六年)
- (16) 上横手雅敬氏「日本中世政治史研究」第二章第一節「寿永二年十月宣旨」(昭和四五年、塙書房)一六〇頁
- (17) 佐藤進一氏「花押小史」(『花押を読む』、一九八八年、平凡社)、拙稿「花押書―研究の周辺―」(『歴史と地理』四四二・四四五号、一九九二年)
- (18) 前掲拙稿「花押覚書」では、花押に関する先行研究を出来る限り本文で紹介するように試みたが、本文で触れ得なかった花押関係の論文一覧を、不分ながら末尾に付した。
- (19) 東京大学史料編纂所編『花押かがみ』二鎌倉時代一(昭和五六年)
- (20) 前掲黒川氏「源頼朝文書について―花押を中心として―」
- (21) 前掲『日本古文書学論集』六「解説」三九八頁
- (22) 栗原信充「柳庵雑筆」巻四(『日本随筆大成』三期3、昭和五一年、吉川弘文館)四五六頁
- (23) 『読史備要』(昭和一〇年、内外書籍)七八七頁、『読史総覧』(昭和四一年、人物往来社)一三八三頁、『日本史総覧』中世二(昭和五九年、新人物往来社)四二八頁、『書の本日本史』九(昭和五一年、平凡社)二六五頁、『日本史大事典』六(一九九四年、平凡社)四八三頁、『国史大辞典』三(昭和五八年、吉川弘文館)別刷「花押」及び『国史大辞典』十三(平成四年)四二九頁は(三)(八)(三)を掲載している。
- (24) 八代国治氏「吾妻鏡の研究」(昭和五一年発行、藝林舎覆刻版)一五六頁
- (25) 前掲相田氏「鎌倉時代に於ける武家古文書の筆蹟」、前掲佐藤氏『古文書学入門』、前掲黒川氏「源頼朝文書について―花押を中心として―」
- (26) 『静岡県史料』一輯(昭和七年)一四二頁
- (27) 石井進氏「源頼朝の文書のことなど」(『静岡県史の窓』資料編5、平成元年)
- (28) 『静岡県史』資料編5中世1(平成元年)一〇四頁

- (29) 小学館版『日本の歴史』9鎌倉幕府(一九七四年)七五頁
- (30) 小学館版『大系日本の歴史』5鎌倉と京(一九八八年)一二五頁
- (31) 『神奈川県史』古代中世資料編(1)(昭和四五年)中世編二五号
新訂増補国史大系本による。
- (32) 新訂増補国史大系本による。
- (33) 東京大学史料編纂所には「台紙付写真」と称する史料群が架蔵され閲覧に供されているが、その中には大正から昭和にかけてガラス乾板にて撮影された写真が数多く含まれている。この『光明寺文書』も収められており、大正七年十月九日以前に撮影されているから、相田氏は原本はともかく台紙付写真は見えていた可能性がある。但し、分類には取り上げていない。
- (34) 鈴木良一氏「中世の相模金目郷と光明寺のこと」(『三浦古文化』三九号、一九八六年、三浦古文化研究会)。氏の見解は、他に『平塚市史』1資料編古代・中世(昭和六〇年)七〇頁、同9通史編古代・中世・近世(平成二年)一三六頁などにも表明されている。
- (35) 前掲佐藤氏『古文書学入門』一一二頁以下。同説を引用・紹介する書物は枚挙に暇ない。前掲拙稿「花押覚書」でも同説に依った解説を行っている(『歴史と地理』四四五号、四六頁)。但し、佐藤氏自身は「武家文書の成立と展開」(『文献史料を読む・中世』一九八九年、朝日新聞社)において「源頼朝が最初に用いた下文は、公家様文書風の政所下文ではなく、文書の右端に自身の花押を署する(袖判)か、日付の次に官位姓と花押を署する(奥上署判)か、いずれにしても頼朝個人名の下文であった」と述べ、「古文書学入門」とは別の解釈も成立し得る表現を採っている。
- (36) 別に伝わった一通は、『中野忠太郎氏所蔵文書』(『神奈川県史』古代中世資料編(1)(二四号)、即ち『大手鑑 隠心帖』)「花押かがみ」『源頼朝文書の研究 史料編』四五号)所収文書である。
- (37) 前掲平泉氏「頼朝と年号」
- (38) 寿永年号使用の開始時期については、諸説あって決定をみていないが、この事実は「源平内乱史を前後二つの時期にわけける画期的な政局転換の到来を意味している」と重視されている(前掲大山氏『日本の歴史』9、七四頁)。
- (39) 中公文庫版『日本の歴史』7鎌倉幕府、七八頁
- (40) 前掲黒川氏「源頼朝文書について―花押を中心として―」
- (41) 「相模国の古文書について」(『歴史地理』五五卷二号、昭和五年、「相田二郎著作集」三、昭和三年)
- (42) 石井進氏「志太義広の蜂起は果して養和元年の事実か」(『中世の窓』一一号、一九六二年)
- (43) 前掲上横手氏『日本中世政治史研究』一六一頁、外岡慎一郎氏「鎌倉時代における鶴岡八幡宮領の構成と機能」(『日本歴史』四一八号、昭和五八年)四一頁
- (44) 『鎌倉市史』史料編第一(昭和三十三年、吉川弘文館)鶴岡八幡宮文書一・二二号、前掲『神奈川県史』古代中世資料編(1)中世編三二二四号、『群鶴岡八幡宮古文書集』釈文・解説篇(昭和五五年、鶴岡八幡宮社務所)二頁
- (45) 第五期の特徴は、例えば建久三年七月廿日袖判補任状(『相承院文書』、前掲『源頼朝文書の研究 史料編』編年文書三一四号)にも顕著である。
- (46) 皆川完一氏によれば、『松平基則氏所蔵文書』は「戦中戦後に分割されて」「松平氏の手をはなれて文書の行方が不明であった」という(『古文書研究』四号(昭和四五年)口絵解説)。なお、山川重穂氏(同光国氏)の所蔵になる同年月日付の政所下文も影写本『松平基則氏所蔵文書』に収められているが、相田氏は第十筆跡のうちの一通に分類している。
- (47) 『鎌倉市史』社寺編(昭和三四年、吉川弘文館)一二三頁
- (48) 杉橋隆夫氏「鎌倉初期の公武関係―建久年間を中心に―」(『史林』五四巻六号、一九七一年)、上横手雅敬氏「建久元年の歴史の意義」(『鎌倉時代政治史研究』平成三年、吉川弘文館)、佐藤進一氏「日本の中世国家」(一九八三年、岩波書店)九六頁以下、保立道久氏「日本国惣地頭・源頼朝と鎌倉初期新制」(『国立歴史民俗博物館研究報告』三九号、一九九二年)四九頁
- (49) 石井進氏「後日、文書を書き改めるといふこと」(『季刊ぐんしょ』再刊三号、平成元年、統群書類従完成会)一頁